# 品川区養育支援訪問事業実施要綱

制定　平成２８年４月１日　区長決定　要綱第３号

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に規定する養育支援訪問事業として、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、看護師等が当該家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う品川区養育支援訪問事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定め、もって当該事業対象家庭において適切な児童の養育が可能となるよう支援し、児童虐待を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（支援対象）

第３条　本事業の支援対象は、区に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

⑴　支援が必要であると区長が認める特定妊婦の家庭

⑵　法第２５条の２第１項に基づく品川区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）において、要支援児童等として、区が児童票を管理する世帯のうち、保護者の養育の支援が特に必要と区長が認める家庭

⑶　前２項に揚げるもののほか、区長が特に支援の必要があると認めた家庭

（事業内容）

第４条　区長は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

⑴　専門的相談支援　養育者に対する育児についての相談および指導、または養育者もしくは特定妊婦の身体的・精神不調状態に関する相談および指導

⑵　育児・家事援助　要支援児童等（ただし、特定妊婦を除く）の自立支援および生活に関する支援等

⑶　その他区長が特に必要と認めた支援

（訪問支援の実施者）

第５条　訪問支援の実施者は、前条第１項の専門的相談支援については、保健師、助産師、看護師、心理士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童

指導員等とし、同条第２項の育児・家事援助については子育て経験者、ヘルパー等とする。

（支援の決定および支援計画の作成）

第６条　区長は、本事業の中核となる機関を品川区子育て支援センター（以下「センター」という。）とし、関係機関からの情報提供および情報把握のための訪問の実施により、養育支援の必要性があると思われる家庭に関する情報等を集約するものとする。

２　区長は、前項に規定する情報の集約の結果、当該家庭に対して支援を実施する必要があると認めたときは、協議会と協議のうえ、支援の内容、方法、スケジュール等を決定し、支援計画を作成する。

（支援期間、訪問時間および訪問回数）

第７条　訪問期間は、訪問開始日から当該訪問開始日の属する年度の末日までとする。この場合において、年度を越えて訪問する必要が生じたときは、新たに審査のうえ、更新することができることとする。

２　訪問時間は、原則としてセンターの開所時間とし、１回２時間を上限とする。

３　年度内の訪問回数は、１２回以内とし、支援計画に沿って訪問を行うものとする。

４　前項の規定にかかわらず、年度内の訪問回数が１２回を超える場合において、継続して支援する必要があると区長が特に認めたときは、当該年度内２０回を上限とし、必要最低限の訪問を行うことができるものとする。

（利用料金）

第８条　本事業の訪問支援に係る利用料金は無料とする。

（支援終了の決定）

第９条　区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業を終了する。

⑴　支援を必要としなくなったとき。

⑵　第３条に規定する対象者でなくなったとき。

⑶　その他区長が認めるとき。

２　区長は、前項の規定により本事業を終了するときは、協議会に協議のうえ、決定するものとする。

３　第１項の場合において、センターは、終了報告書を作成するものとする。

（研修）

第 10 条　区長は本事業の適切な実施を図るため、訪問支援の実施者に対し、必要な研修を受講させるものとする。

２　訪問支援の実施者は、職務の遂行に必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

（守秘義務）

第 11 条　訪問支援の実施者は、その業務を行うにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その業務を退いた後も同様とする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、子ども未来部長が別に定めるものとする。

付　則

この要綱は平成２７年４月１日より適用する。